○農林水産省告示第千五百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和四十六年三月二十六日農林省告示第六百一号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成十一年十月二十八日農林水産省告示第千三百八十一号（一に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百三十号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十九条の三及び第三十九条の五の規定に基づき、次のとおり認定したので、同法第七十四条の二第一項第一号の二の規定に基づき、公示する。

平成二十五年五月九日

経済産業大臣　茂木　敏充

名称（事業所の名称を含む。）	事業所所在地	認定の種類	認定年月日
株式会社日本触媒 川崎製造所浮島工場	神奈川県川崎市川崎区 浮島町十番十二号	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十四年六月十八日
株式会社日本触媒 川崎製造所千鳥工場	神奈川県川崎市川崎区 千鳥町十四番一号	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十四年八月二十二日
東亜石油株式会社 京浜製油所	神奈川県川崎市川崎区 水江町三番地一号	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十四年十一月二十一日
ＫＨネオケム株式会社 四日市工場霞ケ浦製造所	三重県四日市市霞一丁目四番地	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十四年十二月十九日
東燃ゼネラル石油株式会社 川崎工場	神奈川県川崎市川崎区 浮島町七番一号	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十四年十二月二十日
帝人株式会社 松山事業所南地区	愛媛県松山市西垣生町 二三四五番地	認定保安検査実施者	平成二十四年十二月二十八日
宇部興産株式会社 宇部ケミカル工場	山口県宇部市大字小串 一九七八ノ十	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十四年十二月二十八日
東燃ゼネラル石油株式会社 堺工場	大阪府堺市西区築港浜寺町一番地	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十五年二月二十五日
日本ゼオン株式会社 川崎工場	神奈川県川崎市川崎区 夜光一丁目二番一号	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十五年三月十一日
住友化学株式会社 愛媛工場菊本地区	愛媛県新居浜市菊本町 一丁目十番一号	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十五年三月十一日
住友化学株式会社 愛媛工場新居浜地区	愛媛県新居浜市惣開町 五番一号	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十五年三月十一日
旭硝子株式会社 鹿島工場	**茨**城県神栖市東和田二 十五番地	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十五年三月十一日
サンアロマー株式会社 製造本部川崎工場	神奈川県川崎市川崎区 千鳥町十三番一号	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十五年三月十九日
宇部興産株式会社 千葉石油化学工場	千葉県市原市五井南海 岸八番地一	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十五年三月十九日
鹿島塩ビモノマー株式会社 鹿島工場	**茨**城県神栖市東和田二 番地	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十五年三月二十五日

○経済産業省告示第百三十一号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十九条の十二第一項の規定に基づき、次のとおり認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定を取り消したので、同法第七十四条の二第一項第一号の三の規定に基づき、公示する。

平成二十五年五月九日

経済産業大臣　茂木　敏充

名称（事業所の名称を含む。）	事業所所在地	取り消した認定の種類	取り消した年月日
ＪＸ日鉱日石エネルギー株式会社水島製油所Ｂ工場	岡山県倉敷市潮通二丁目一番地	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十四年十二月二十五日

○国土交通省告示第四百八十二号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の十において読み替えて準用する同法第四十六条の規定に基づき、登録建築物調査機関から建築物調査業務の全部を廃止する届出があったので、同法第七十六条の十において読み替えて準用する同法第五十条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十五年五月九日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録建築物調査機関の氏名又は名称及び住所

旭化成設計株式会社　東京都新宿区西新宿二丁目三番一号

二　廃止する年月日

平成二十五年四月十九日

○国土交通省告示第四百八十三号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件（平成十三年国土交通省告示第八百五十三号）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十五年五月九日

国土交通大臣　太田　昭宏